

～公園のご利用にあたって～

禁止されていること

1. 火気を使用すること。(町会・自治会が祭り等で消防局の許可を受けた場合を除く。)
2. 立入禁止区域に立ち入ること。(災害の影響や工事で立入規制をしている場合があります)
3. 食品等販売・配布を行うこと。(町会・自治会が祭り等で保健所の許可を受けた場合を除く。)
4. 周囲への配慮を欠いた大きな音を出すこと。(ラジオ・拡声器等)
5. 無断で法・個人が事業活動を行うこと。
6. 指定区域外の場所に車両等を持ち入れ、または留め置くこと。(公園周辺道路を含む)(薬円台公園・北習志野近隣公園多目的広場で野球等の試合の際は、乗り合いをし、駐車場を団体で占拠しないこと。)
7. 公園をその用途外に使用すること。
8. 無断で公園の電気や、社会通念上適切でない使用用途で水道を使用すること。
9. 竹木を伐採し、または植物を採取すること。
10. 公園を損傷し、または汚損すること。
11. 鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること。
12. 土地の形質を変更すること。
13. 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障のある行為。

遵守いただくこと

1. 他の公園使用者及び付近住民に
迷惑にならぬ様、十分注意し、安全配慮を行うこと。
2. 使用後は清掃を十分行い、ごみ等は持ち帰ること。
3. 使用によって荒れた箇所については、原状に復すること。
4. 届出日時および使用区域を守ること。(道路にまたがって活動しないこと)
5. 周辺住民に迷惑となり得る行為については、周辺町会及び住民に周知徹底をすること。(場合によっては、同意書のご提出を求めます。)

留意いただくこと

1. 使用による事故等については、申請者が責任を持って対処すること。
2. 届出内容に虚偽報告や不実記載があった場合、届出を受理しないことができる。
3. 利用者の責任によって、他の公園利用者および付近住民から苦情等がよせられ場合、今後届出を受理しない可能性があります。